

堺市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二
同 信 貴 良 太
同 原 蘭 子
同 澤 由 美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

市民人権局

(市民生活部、ダイバーシティ推進部)

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和6年10月31日）

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 市民生活部 戸籍住民課

(1) 総務手数料（戸籍・住民基本台帳等手数料）について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写し等の郵便による請求やコンビニ交付等に係る戸籍・住民基本台帳等手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 行政財産の管理

令和6年12月13日に実地調査を行ったところ、行政財産として管理

している金岡公民館の敷地内に、所有者不明の防犯灯が設置されており、目的外使用許可等の手続がされていなかった。

(市民生活部 生涯学習課)

イ 公有財産台帳の整備

公有財産の管理において、堺市財産規則では台帳の調製が義務付けられており、台帳は、土地・建物・地上権・その他に分類して管理することとされている。

しかし、人権ふれあいセンターに設置している受水槽・ポンプ室及び運動広場の日除けについて、建築基準法の規定により建築物に該当するが、工作物として管理していたため、建物ではなく、他の台帳で調製していた。

(ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課)

ウ 消費税の取扱い

土地の貸付けにおける貸付料については、消費税法及び同法施行令により、施設の利用に伴って土地が使用される場合は、課税の対象となることとされている。

また、堺市財産規則及び堺市普通財産貸付料算定基準では、公募により選定する場合は、規則に定めている価格（以下「基準価格」という。）以上で、契約及び収入をする必要があるとされているが、基準価格が消費税を含むか否かについては明記されていない。市の消費税の取扱いに関する運用は、令和5年9月の府内通知において、貸付料に消費税等の金額を加算して徴収することと明文化された。

しかし、令和6年度人権ふれあいセンターの自動販売機設置における市有地貸付けにおいて、提案価格は基準価格と同額であり、その価格が消費税を含むものとして契約していたため、基準価格に消費税を加算した価格を下回る収入となっていた。

また、平成31年度から令和5年度にかけての同貸付けにおいて、当時、市の基準価格に対する消費税の取扱いに関して運用が不明確であったものの、仕様書では最低貸付料として基準価格を記載し、これを税抜と明記していたにもかかわらず、最低貸付料と同額であった提案価格に消費税を加算していない価格で収入していた。

(ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。